平成２８年（フ）第４２６号
広島市西区南観音１丁目４番49―202号
債務者　溝部　芳子
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４４４号
広島市南区宇品東７丁目５番６―302号
債務者　久保　　敦
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７９号
山口県下関市細江町２丁目６番２号、前住所山口県下関市豊前田町２丁目４番10号
債務者　原國　政太
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第４９号
香川県綾歌郡宇多津町浜六番丁78番地11（コウジィーコート前川103）
債務者　白石　晃一
1　決定年月日時　平成28年７月15日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１１１号
福岡県久留米市合川町1143番地　コマンセ21Ａ棟102号
債務者　下川　千翔
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１４０号
福岡県久留米市津福本町1536番地１　コーポ日の出203号
債務者　小出　友美
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２０８号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目27番21―42号
債務者　山崎　美花
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２０号
北海道沙流郡日高町富川駒丘76番地の１
債務者　中田　涼子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第１６１号
山梨県甲府市国母１丁目11番21号　グランデージプール・トゥジュール101、前住所山梨県南アルプス市江原1555番地19　コーポおがわ102
債務者　片岩　亜希（旧姓仲川）
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１７号
静岡県富士宮市万野原新田4006番地の１　アルム万野原Ⅰ　Ｄ209
債務者　小森　隆雅
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１０７号
三重県鈴鹿市若松西６丁目28番18号　特別養護老人ホームくすのき園、住民票上の住所三重県鈴鹿市深溝町2740番地の３
債務者　丹羽　正一
1　決定年月日時　平成28年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９０号
三重県四日市市朝明町2528番地13　ＫＯＵＫＥＮ　ＨＯＵＳＥ203、住民票上の住所三重県四日市市笹川９丁目15番地４　県営Ｐ４―306
債務者　中道　　司
1　決定年月日時　平成28年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１０５号
三重県四日市市城北町１番13号　パークテラス城北506
債務者　山脇　宗久
1　決定年月日時　平成28年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１０８号
三重県桑名市藤が丘１丁目801番地　マウントクックＡ201号
債務者　藤原　裕也
1　決定年月日時　平成28年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
三重県北牟婁郡紀北町東長島2308番地３
債務者　稲葉　大悟
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２８年（フ）第４６３号
京都府木津川市木津奈良道81番地　ハイツ奈良道102号、前住所京都府綴喜郡井手町大字井手小字梅ノ木原５番地
債務者　吉田　　孝
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係